

令和8年度 事業計画書

社会福祉法人 桔梗寮

I 法人関係

1 役員会の運営

理事会：年2回 評議員会：年2回 監事会：年1回

2 施設の運営

児童養護施設桔梗寮の設置・運営

II 施設運営

1 基本理念

子どもに対して、1人の人間としてその人格を尊重するとともに、成長する力を信じて支援を展開します。

2 支援目標

次のような子どもの育成を支援目標とする。

- ア 自分を大切にし、他人を思いやることができる子ども
- イ 自ら考え、選択や行動に責任の持てる子ども
- ウ 自分を信じて、夢や目標に向かって努力のできる子ども
- エ 困った時に、適切に大人に頼ることのできる子ども

3 養育指針

支援目標を達成するため、次の項目を養育指針とする。

- ア 子ども1人ひとりが「大切にされている」と実感できるような養育の実践
- イ 子ども1人ひとりの長所に目を向け、「褒める」を意識した養育の実践
- ウ 子どもが親になったときにそのモデルとなるような養育の実践
- エ 職員が協力し合い、チームとして取り組む養育の実践

4 養育体制

施設の総定員は35名とする。

養育体制は、次のとおりとする。

- ① 本園内の小規模グループケア 1ヶ所
 - ・「ひなた」 定員6名

- ② 分園型小規模グループケア 4ヶ所
 - ・「あたご」(所在地：金井2丁目) 定員6名
 - ・「かまくら」(所在地：神長) 定員6名
 - ・「ここなす」(所在地：野上) 定員6名
 - ・「けやき」(所在地：金井1丁目) 定員6名
- ③ 地域小規模児童養護施設
 - ・「なまはげ」(所在地：神長) 定員5名

5 重点項目

保護者の死亡、入院、疾病、離婚などで家庭での養育が困難となった児童に加え、近年は、児童虐待により家庭から分離せざるを得ない児童や発達障害、知的障害等の障害を有している児童の入所が増加し、入所児童1人ひとりの心情や発達上の課題を的確に把握した上で、きめ細かな支援を行っていかねばならない。

このため、施設の小規模化、地域分散化を図り、家庭的な養育環境とした。この利点を活かし入所児童への支援の一層の向上を図るため、本年度は次の項目を重点的に取り組んでいく。

(1) 小規模グループケア等における職員体制の強化

各小規模グループケア等のケアワーカーを原則4名としているところであるが、適切な人材がいれば年度途中であっても採用し、すべての小規模において職員5名体制を構築する。

(2) 小規模グループケア等への支援体制の構築

各小規模グループケア等を統括し円滑な運営を支援する職員を配置するとともに、個別対応職員をはじめとする専門職員が適宜支援にあたる。

また、各小規模グループケア等において、職員が勤務にあたるのが困難となった際には、本園職員が適切に援助（ヘルプ）に入る。さらに各小規模グループの人員が確保されている場合であっても、本園職員が勤務に入り相互交流を行い、関係性を構築し連携の取りやすい関係を構築する。

(3) 職員の育成

小規模化の実施により、職員1人ひとりの対応力が問われることになるので、これまでの栃木県児童養護施設等連絡協議会の研修や職種別部会、県内外で行われる専門研修に加え、職員の意見を踏まえて実践的な研修を取り入れていく。さらに、施設内に設置した研修に係る委員会が中心となって職員1人ひとりの経験や習熟度に応じた研修を体系的に進めて行く。

また、新規採用職員に対しては、きめ細かな研修を計画的に行っていく。

(4) 性加害・被害防止対策の強化

児童間の性加害・被害を未然に防止するため、入所児童に対して性教育を実施するとともに、アンケートを適宜実施する。また職員に対しても施設内外の研修に積極的に参加させる。

さらに、小規模グループケア等を男女別にする。

6 支援計画

(1) 生活支援

ア 家庭的な環境のもと、安心や安全が守られた生活と規則正しい生活をと
おして、情緒の安定を図るとともに、基本的な生活習慣を身につけられる
よう支援する。

イ 年間を通して、各種行事やスポーツ活動などを展開し、児童と職員との
信頼関係を深めるとともに、児童が自己肯定感を高めることができるよう
支援する。

桔梗寮祭りや全児童参加によるレクリエーションなどについては、感染
症の状況を見ながら、その実施を判断する。

ウ 地域社会において、祭りや行事などが開催される場合は、感染症の状況
を考慮しながら子どもたちを参加させ、地域の人々との交流を深め、公共
の場での行動のあり方や人と人が関わることの大切さなどを学べるよう支
援する。

エ 市内の環境美化活動などとおして、地域社会への奉仕の精神を育む。

(2) 学習支援

ア 幼児については、発達状況や施設への適応状況を見ながら幼稚園に入園
させ、集団生活への適応を促すとともに、豊かな心を育む。

イ 小学生については、家庭学習が習慣化するよう支援するとともに、公文
や学習指導員（非常勤職員）を活用して学力の向上を支援する。

ウ 中学生については、学習塾や学習指導員を活用して学力の向上や高校へ
の進学を支援する。

エ 高校生については、大学等への進学も選択できるよう学習指導員や通信
学習などを活用して学力の向上を支援する。

(3) 退所前の児童及び退所した者への自立支援

ア 高校生に対しては、生活費に関することや奨学金等に関することなど各
種の情報を提供するとともに、児童の希望などをよく聞き、就職や進学を
適切に選択できるよう支援する。

イ 退所を控えた児童に対しては、とちぎユースアフターケア事業協同組合
が実施する「自立支援プログラム」への積極的参加を促し、自立生活の準
備を支援する。

ウ 退所した者に対しては、小規模グループケア等で担当であった職員と本
園職員が連携して生活状況を確認するとともに、適宜相談に応じる。また
必要に応じて、とちぎユースアフターケア事業協同組合の支援につなげて
いく。

エ 措置児童の年齢上限撤廃となるため、引き続き措置の場合は就職活動や
進路相談を関係機関と連携して実施し、社会的スキルの向上に努め自立支
援を促していく。

(4) 家庭復帰支援及び里親委託支援

ア 家族支援専門相談員を中心に家族との交流を推進し、早期の家庭復帰を
支援するとともに、家庭復帰した場合、関係機関と協力して家庭での生活

状況を確認し、必要に応じて相談支援などを行っていく。

イ 児童相談所と連携して入所児童の里親委託推進、マッチングを支援するとともに、里親委託後は、定期的に里親宅を訪問し相談に応じたり、レスパイトケアを受け入れたりして里親による養育を支援する。また、里親支援センターTFCと協働して、里親制度の普及啓発、里親への研修・トレーニング、里親養育支援やイベントなどに積極的に参加して行く。

7 入所児童の権利擁護

(1) 児童の意見の尊重

子どもの意見表明の機会確保や尊重の観点から、年齢や発達に応じた子どもの意見表明機会の確保を図り、子どもの意見の聴取に努めていく。その一環として第三者機関である県の委託業者と連携し子どもへの意見徴収を実施していく。さらに、入所児童の年齢や発達の程度に応じて意見を最大限尊重するとともに、児童の最善の利益を考慮した支援を行う。

(2) 苦情解決体制

児童や保護者等からの苦情等に対して適切に対応するため、苦情を受付し解決する体制を整備し、児童の権利を擁護する。

ア 苦情受付担当者の配置

イ 苦情解決責任者の任命

ウ 苦情解決第三者委員の委嘱

エ 苦情解決第三者委員会の開催（年1回）

(3) 虐待等の防止

被措置児童等虐待及びその他の不適切な行為を防止するため、権利擁護・虐待防止委員会が中心となって、定期的に日常の養育の共有と自己検証を行うとともに、研修を実施し権利意識の向上を高める職員教育を徹底する。

(4) 秘密の保持

個人情報流出させないよう、個人情報の取り扱いに関する規程の徹底を図る。

8 安全対策等

児童の安全を確保するため安全計画を策定し、次の項目に取り組んでいく。また、必要に応じて職員への研修等を計画的に行っていく。

(1) 危険箇所の点検

施設（分園等を含む）内を定期的に点検し、危険箇所や遊具の損傷などがある場合は、速やかに適切な措置を講じる。

(2) 火災防止

火元の確認や暖房器具等の管理、消火器等の点検を徹底するとともに、火災発生に備えた避難訓練を実施する。

(3) 総合消防訓練

集合方式での総合消防訓練の実施については、感染症の状況を見ながら判断する。

(4) 感染症防止

感染症や食中毒が発生又はまん延しないよう、感染症対応マニュアルの徹底を図るとともに、看護師を中心に職員及び児童への研修を行う。

感染防止については、県から発表されるその時々感染防止対策や注意事項を遵守する。

9 委託一時保護等への協力

施設の機能を活用して、委託一時保護、ショートステイ、レスパイトケアを可能な限り引き受ける。

10 第三者評価を受審し自己評価を実施する。評価の低い項目については改善策を検討し、対応計画を作成し実施していく。